

100 学徒勤勞傷痕記章令施行規則（文部省令） 廃案

〔昭和二十年三月〕

(注記1)  
 発総二三号  
 定決裁  
 月日  
 文書課長  
 送 発  
 月日  
 起案者

昭和二十年三月二十二日起案

(注記2)

事務官 (寺中) 印  
 加藤 (加藤) 印  
 動員企画課長 (加藤) 印  
 総務局長 (永井) 印

次官

大臣 専門教育局長

(岡口) 印

国民教育局長

(阿原) 印

体育局長

(柴宿) 印

(榎木) 印

秘書課長

(白) 印

文書課長

(黒) 印

会計課長

(佐藤) 印

省令案

(注記3)

文部省令第 号

学徒勤勞傷痕記章令施行規則左ノ通定ム

年月日

文部大臣

(下 札)

〔文部省令第 号〕  
(抹消)

学徒勤労傷痕記章令施行規則

第一条 学徒勤労傷痕記章令（以下令ト称ス）第六条ノ規定ニ依ル学徒勤労傷痕記章（以下記章ト称ス）ノ授与ニ関スル具申ハ様式第一号ニ依リ之ヲ為スベシ

前項ノ具申書ニハ傷痕又ハ疾病ガ学徒勤労ニ起因スルモノナルコトヲ証スルニ足ル公文書類（現認証明書又ハ事実証明書）及学校医又ハ工場医ノ診断書ヲ添付スベシ

第二条 文部大臣前条ノ具申書ニ基キ記章ヲ授与スベキ資格アリト認メタルトキハ記章ニ様式第二号ニ依ル学徒勤労傷痕記章授与証書（以下授与証書ト称ス）及様式第三号ニ依ル学徒勤労傷痕教職員証（以下傷痕教職員証ト称ス）又ハ学徒勤労傷痕学徒証（以下傷痕学徒証ト称ス）ヲ添ヘ学校ノ長又ハ地方長官ニ之ヲ送付ス

学校ノ長又ハ地方長官記章、(抹消)〔授与証書及〕傷痕教職員証(加筆)〔又ハ〕(抹消)〔傷痕学徒証〕ノ送付ヲ受ケタルトキハ直ニ之ヲ本人ニ(送)〔交〕付スベシ(加筆)

第三条 記章ヲ有スル者記章、授与証書又ハ傷痕教職員証（傷痕学徒証）ヲ亡失シタルトキハ様式第四号ニ依ル願書ニ傷痕ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタルトキニ(抹消)〔在学〕(加筆)〔勤務〕若ハ在学シタル学校ノ長又ハ当該学校ヲ管轄スル地方長官ノ証明ヲ受ケ文部大臣ニ其ノ再交付ヲ願出ヅルコトヲ得  
前項ノ規定ニ依リ記章、授与証書又ハ傷痕教職員証（傷痕学徒証）ノ再交付ヲ受ケタル後亡失ノ記章、授与証書又ハ傷痕

教職員証（傷痕学徒証）ヲ発見シタルトキハ速ニ之ヲ文部大臣ニ返還スベシ

第四条 令第三条第一号ノ不具廢疾ノ程度ニ付テハ恩給法施行令第二十四条ノ規定ヲ準用シ、同条第二号ノ傷痕ノ程度ニ付テハ恩給法施行令第二十四条ノ二ノ規定ヲ準用ス

附則

本令ハ昭和十九年四月一日ヨリ之ヲ適用ス  
様式第一号

学徒勤労傷痕記章授与(抹消)〔上〕(加筆)〔具〕申書

年 月 日 学校長（地方長官） 爵 氏名 印  
文部大臣 爵 氏名 殿

左記ノ者学徒勤労ニ從事中 年 月 日 何地ニ於テ何部ニ何々ノ傷痕ヲ受ケ(加筆)〔又ハ〕(抹消)何々ノ疾病ニ罹リ〕学徒勤労傷痕記章令第三条第何項ニ該当スルニ付学徒勤労傷痕記章授与相成度別紙書類ヲ(抹消)〔具シ〕(加筆)〔添ヘ〕(抹消)及〔上〕(加筆)〔具〕申

記

学校名 学年（官職） 氏名

様式第二号

学徒勤労傷痕記章授与証書

第 号

学校名（官職） 氏名  
年 月 日生  
起因及症状 学徒勤労ニ從事中ノ 年 月 日 何地

様式第四号

学徒勤勞傷痍記章再下付願

学校名 学年 (官職) 氏名

(生) 年 月 日生

右者 年 月 日第 号ヲ以テ記章授与相成居候処 年 月 日 何地ニ於テ何々ノ事情ニ依リ(紛)(亡)失( )致候間再下付相成度及願出候也

年 月 日

氏名 印

文部大臣 爵 氏名 殿

右亡失シタルコトヲ証明ス

証明者(官職) 氏名 印

備考 本様式ハ記章ノミヲ亡失シタル場合ヲ記載シタルモノニ付授与証書(ノミ)(其)他ノモノノ亡失ノ場合ニハ其ノ旨明記スルモノトス

(後略)

- (注記1) 「よ一」
- (注記2) 「廢案」
- (注記3) 「三二」(簿冊内件名番号)
- (下札)

ニ於テ何々ノ傷痍ヲ受ケ(何々疾病)ニ罹リ)ノ障碍ヲ貽ス  
右者学徒勤勞傷痍記章令第三条第何号ニ該当ス( )仍テ学徒勤勞傷痍記章ヲ授与ス

年 月 日

文部大臣 爵 氏名 印

様式第三号

[学徒勤勞] 傷痍学徒証 (学徒勤勞傷痍教職員証)

第 号

学校名 学年 (官職) 氏名

年 月 日生

右( )傷痍学徒( )タルコトヲ証ス

年 月 日

文部省印

(面 表)

(面 裏)

学徒勤勞ニ従事中 年 月 日 何地ニ於テ何々ノ傷痍ヲ受ケ(何々ノ疾病)ニ罹リ)ノ障碍ヲ貽ス  
一、学徒勤勞傷痍記章佩用中ハ必ズ本証ヲ携帯スベシ  
二、記章又ハ本証ヲ亡失シタルトキハ直ニ学校長ニ届出ツベシ  
(三) 国籍ヲ失ヒ又ハ死亡シタルトキハ本人又ハ遺族ヨリ学校長ヲ經テ返納スベシ

(曾我)

④種別 ぬ四十ノ聯繫

よ四十ノ登録追加

ノ件名 総務局 学

徒勤勞傷痕記章令施行〔令〕規則省令廢案ノ番号 結了年月日 昭

二〇三ノ保存年限ノ枚数

〔自昭18年至昭20年

学生生徒総規  
第7冊〕文部省⑨ 3A, 32—6, 2436〕